

所管課：福祉部障がい福祉課

期 間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

令和5年度 障害児学童保育室管理運営評価表

1 施設概要

設置目的	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下これらを「学校」という。）に就学している児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児の生活能力の向上及び社会との交流の促進を図ること。
施設内容	放課後等デイサービス
指定管理料の支出額	協定締結額 2,600,000円 支出済額 2,600,000円

2 指定管理者

名 称	特定非営利活動法人すきっぷ
所 在	北本市
指定期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
業務範囲	(1) 法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに関する業務 (2) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する業務 (3) 保育室の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) そのほか、市長が特に必要があると認める業務

3 管理運営の実績

施設の利用状況等	・開設日数 240日 ・利用実人数は17人（令和6年3月末現在）
料金の収受の状況	条例・規則、協議に基づき収受が行われた。 ・662,855円
自主事業の状況	新型コロナウイルス感染症拡大のため、バス遠足事業は中止とした。
施設維持管理の状況	清掃、設備の点検、警備等が行われた。
収支の状況	(1) 収入 23,334,607円 放課後等デイサービス給付金 15,850,657円 処遇改善加算 1,974,812円 相談支援事業給付金 2,246,283円 利用料金 662,855円 指定管理料 2,600,000円 (2) 支出 24,065,893円 人件費 22,297,544円 施設管理費 668,800円 事業費 1,099,549円 (3) 収支 △731,286円

4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	令和5年11月に実施。おおむね満足との意見
利用者の意見、苦情等とその対応	意見等については、事業所の対応を付し、保護者に通知した。

5 庁内検査委員会のまとめ

所見	特になし
----	------

6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	特になし
対応状況	

7 評価委員会のまとめ

総合評価	<p>●A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。</p> <p>○B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。</p> <p>○C：履行に重大な問題がある。</p>
所見	

(評価実施日 令和6年7月25日)